

# 導入促進基本計画

## 1 先端設備等の導入の促進の目標

### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

#### ① 羽島市の人口構造

本市の人口は、国立社会保障・人口問題研究所によると、2035年には61,335人となると推計されている。また、同年における年少人口の割合は31.0%、生産年齢人口は57.4%、老年人口の割合は11.6%になると推計されている(図1)。なお、2020年(令和2年)の国勢調査によると、人口は65,649人であり、年少人口の割合は27.9%、生産年齢人口は59.1%、老年人口の割合は13.0%となっている。

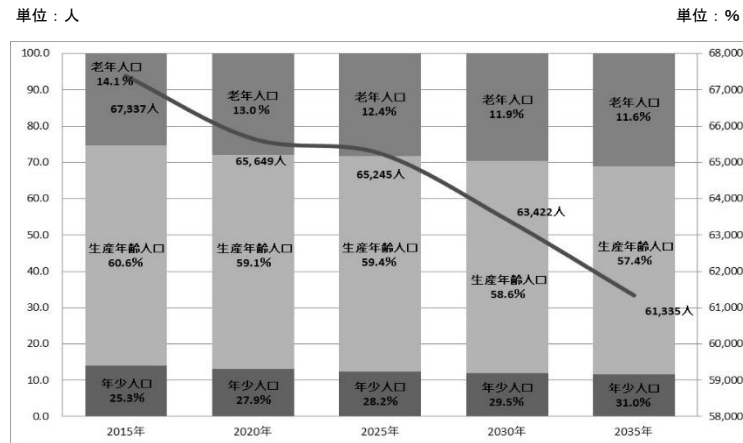


図1：羽島市の将来推計人口(資料：RESAS)

#### ② 産業構造の実態等

本市の産業構造は、2020年(令和2年)の国勢調査によると、第1次産業の就業者数は609人(2.0%)、第2次産業の就業者数は9,619人(31.1%)、第3次産業の就業者数は20,684人(66.9%)となっている(図2)。

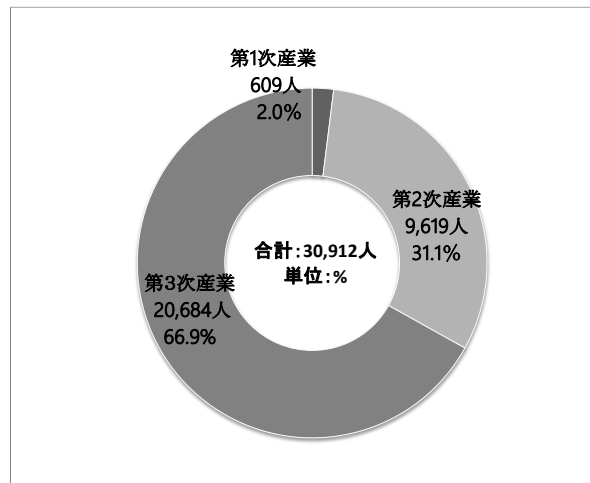


図2：産業別就業者数(資料：令和2年国勢調査)

産業別の付加価値額では、最新の調査結果である2016年（平成28年）のRESASによると、製造業が25,934百万円（31.9%）、卸売業・小売業が15,435百万円（19.0%）、建設業が9,077百万円（11.2%）、医療・福祉が7,915百万円（9.7%）、宿泊業・飲食サービス業が5,685百万円（7.0%）となっている（図3）。

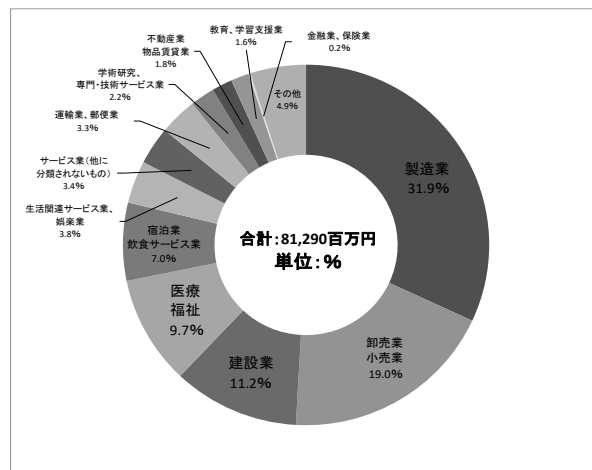


図3：産業別付加価値額（資料：RESAS）

### ③ 中小企業者の実態等

本市の将来人口推計では、人口が減少するとともに総人口に占める年少人口や生産年齢人口が減少する一方で、老年人口は増加を続けその傾向は年々強まっていくものと見込まれている。2020年（令和2年）の国勢調査の結果では、既にその傾向が現れていることから、将来の域内中小企業の人手不足、後継者不足等が懸念されており、現状を放置すると域内の産業基盤が失われかねない状況である。また、市内経済を取り巻く環境が厳しさを増しているなか、「物価高・円安への対応」、「構造的な賃上げ」、「成長のための投資と改革」を重点とした総合的な対応が必要な状況である。

### ④ 羽島市の産業振興等

本市では、令和2年3月に『第六次総合計画後期実施計画』を策定し、人口の減少、少子高齢化の一層の進行、不安定な経済情勢、高度情報化に的確に対応するための施策を実行している。

## (2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、生産性を向上させることにより人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに競争力の維持及び強化を図る。これを実現するため、計画期間中に25件の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

### (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

本市の産業は、製造業、卸売業・小売業、建設業、医療・福祉、運輸・通信業、サービス業等と多岐に渡り、多様な業種が本市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く中小企業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

市街地を形成する市の中心部は、交通網の整備や区画整理による基盤整備により、市内の多様な産業が集積されている。市の北部地域では繊維関連などの比較的規模の大きな工場が点在しており、南部地域では中小規模の工場が集落地内に混在している。また、近年では、東海道新幹線岐阜羽島駅及び名神高速道路岐阜羽島インターチェンジが近接する立地の優位性を活かした企業誘致も進んでいる。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

### (2) 対象業種・事業

本市の産業は、製造業、卸売業・小売業、建設業、医療・福祉、運輸・通信業、サービス業等と多岐に渡り、多様な業種が本市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

また、生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって、本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

ただし、本計画では、生産能力の向上や付加価値の創出により中小企業者の競争力の維持及び強化を図り、多様な人材が活躍できる就労環境の創出を推進することを目標としており、市内に従業員が従事する事業所があり、当該事業所で導入する先端設備等が直接商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供される事業に限る。

#### 4 計画期間

##### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和5年4月1日～令和7年3月31日までとする）。

##### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は3年間、4年間又は5年間のいずれかとする。

#### 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。